第4編 雪害編

第1章 災害予防計画

第1節	災害予防計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	551
第2節	除雪体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	552
第3節	雪に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	553
第4節	生活関連施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	554
第5節	農林業の雪害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	555
第6節	なだれ災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	556
第7節	地域ぐるみ除排雪組織の育成及び自主防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	557
第8節	要配慮者の安全確保と体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	558
第9節	防災教育・研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	558
第 10 節	防災訓練·····	558
第 11 節	雪害対策本部等の体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	558
第 12 節	動員体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	558
第 13 節	気象予報及び降雪情報等の収集伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	558
第 14 節	災害情報等の収集報告体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	559
第 15 節	災害通信体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	559
第 16 節	災害広報体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	559
第 17 節	災害救助法等の習熟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	559
第 18 節	避難活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	559
第 19 節	救出体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	559
第 20 節	緊急輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	559
第 21 節	食料供給体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	559
第 22 節	給水体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	560
第 23 節	被服等生活必需物資供給体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	560
第 24 節	医療救護体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	560
第 25 節	防疫・保健衛生体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	560
第 26 節	廃棄物処理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	560
第 27 節	災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	560

第1節 災害予防計画の基本方針

災害予防計画とは、災害の発生を未然に防止するための計画をいう。本計画では、

- (1)「安心安全なまちづくり」
- (2)「防災を担うひとづくり」
- (3)「効果的な応急対策活動のための平常時の措置」
- の3つに分けて策定するものとする。

(1) 安心安全なまちづくり

雪害予防のためには、雪に強い建築物の普及、消融雪施設の設置等を進めることが必要となる。 本災害予防計画では、第3節「雪に強いまちづくり」について記述し、その対策を示している。

(2) 防災を担うひとづくり

大規模な雪害には市職員だけでは対応できないため、防災を担うひとづくりが必要となる。 一方、「自分の命は自分で守る」自主防災意識の向上が重要である。

本災害予防計画においては、第7節「地域ぐるみ除排雪組織の育成及び自主防災体制の整備」で地域ぐるみ除排雪組織の育成等について、第9節「防災教育・研修」でより充実した防災教育や研修について、第10節「防災訓練」でより実践的な防災訓練の実施について記述し、その対策を示している。

(3) 効果的な応急対策活動のための平常時の措置

災害が発生した場合に展開される応急対策活動を効果的に行うためには、平常時から準備して おかなければならない

本災害予防計画においては、災害が発生した場合に展開される応急対策活動を効果的に行うために、第 11 節「雪害対策本部等の体制の整備」から第 27 節「災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備」において、その対策を示している。

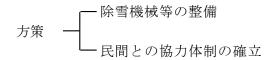
第2節 除雪体制の整備

担当課 都市建設課

1 目的

除雪機械を確保し、除雪作業を迅速かつ効果的に行う体制を整える。

2 方策



3 除雪機械等の整備

除雪機械は、計画的に増強を図るともに、車体及び付属品等点検整備を行い、いつでも出動できる体制を整えておくものとする。

4 民間との協力体制の確立

除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう民間における除雪機械の保有状況を把握し協力体制を確立しておくものとする。

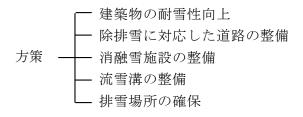
第3節 雪に強いまちづくり

担当課都市建設課

1 目的

雪に強い都市構造や、道路の整備等の施策をすすめ、雪に強いまちづくりを推進するものとする。

2 方策



3 建築物の耐雪性向上

建築物の耐雪性向上のため、建築物の用途、規模、敷地の状況等に応じた建築物の耐雪構造化、 消融雪施設の設置や自然落下方式の採用による雪おろしの省力化等の指導を積極的に推進するもの とする。

4 除排雪に対応した道路の整備

除排雪作業の効率化等のため、除雪余裕幅や堆雪スペースを備えた道路の整備を進めるものとする。

5 消融雪施設の整備

機械除雪の困難な市街地等の無雪化のため、消融雪施設の設置を推進するものとする。

6 流雪溝の整備

道路や屋根雪等の処理のため、地域住民の協力を得ながら流雪溝の整備を推進するものとする。

7 排雪場所(雪捨場)の確保

排雪しやすい雪捨場を確保する。

第4節 生活関連施設等の整備

担当課

防災関係機関、上下水道課、小矢部消防 署、企画政策課

市民の日常生活や社会経済活動に欠くことのできない電気、電話等生活関連施設の雪害予防は重要なことであり、関連機関は、これらの耐雪化等雪害対策を積極的に推進するものとする。

1 電力施設

北陸電力(株)となみ野営業所及び北陸電力送配電(株)となみ野配電センターは、施設の耐雪 化の推進及び保安体制の強化等を図るものとする。

2 電信電話施設

伝送路設備を保有する電気通信事業者は、電信電話施設の耐雪化とその整備に努める。

3 郵便事業

日本郵便(株)小矢部郵便局及び砺波郵便局は、積雪時の郵便の運送確保のため車両等の整備に努める。

4 水道施設

上水道施設の耐雪化とその整備に努めるものとする。

5 消火栓、防火水槽

積雪等による埋没等を防ぎ、施設の維持に努めるものとする。

6 鉄道施設

西日本旅客鉄道(株)及びあいの風とやま鉄道(株)は、除雪機械の能力強化と地上施設の増強により輸送の確保を図る。

7 バス、トラック等運送事業

バス、トラック等運送事業者は、情報を的確に把握しながら道路管理者と事前協議のうえ除雪協力体制を確立するとともに利用者が不便なく利用できるよう努めるものとする。

第5節 農林業の雪害予防

担当課農林課

農作物を雪害から守るため、農家等に対し、次の指導を行う。

1 果樹

- (1) 計画的に樹冠上の雪を払い落とすようにする。
- (2) 雪の中に埋もれた枝は、雪が固まらないうちに掘り上げる。
- (3) 雪が固まった場合は、枝の周囲の雪にスコップで切れ目を入れる。
- (4) 消雪が遅れて春の作業に影響するような場合は、積極的に消雪剤を散布する。

2 野菜

- (1) ビニールハウスは外側の雪堀りを行う。このときは、両側を均等に取り除くようにする。
- (2) ビニールハウスが倒壊するおそれがあるときは、早めにビニールを切り裂きハウスの中雪を押し込む。

第6節 なだれ災害の防止

担当課

都市建設課、農林課

1 なだれ発生危険個所の把握

市長は、なだれ発生危険個所を把握する。

【雪崩危険箇所】・・・資料編「4-18」

2 なだれ災害防止措置

市長は、なだれ発生の危険のある箇所については、広報等により関係住民等に周知徹底するとともに、防護策や標識を設置するなどにより、なだれ災害の防止を図るものとする。

第7節 地域ぐるみ除排雪組織の育成及び自主防災体制の整備

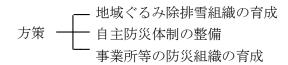
担当課

企画政策課、総務課、生活環境課

1 目的

雪害からの安全性を確保するためには、地域住民が協力し自主的に防災体制を整備し、地域の防災に積極的に取り組むことが重要である。このため、地域の実情に応じた地域ぐるみ除排雪活動を推進するとともに自主防災組織の育成に努めるものとする。

2 方策



3 地域ぐるみ除排雪組織の育成

豪雪時においては、一人ひとりが力を出し合い、地域の総力を挙げて除排雪活動を展開しなければならない。このため、豪雪時における地域ぐるみの除排雪が円滑に実施されるよう、日頃から、広報による啓発活動や住民の自主的なコミュニティ活動の育成に努めるものとする。

(1) 地域ぐるみ除排雪実践地区の設定

行政と住民とが総力を結集し地域ぐるみで除排雪を展開するため、地域の実情に応じた単位 (小学校区又は自治会、町内会)をもって、「地域ぐるみ除排雪実践地区」を設定するものとする。

(2) 地域ぐるみ除排雪体制の整備

市は、地域ぐるみ除排雪実践地区において、地域ぐるみ除排雪の実践母体となる「地域ぐるみ除排雪推進協議会」等の組織づくりを推進する。この協議会等においては、行政と住民との間や住民の間の情報連絡協力体制について企画、調査を行い、共同除排雪対象施設、一斉除排雪の方法、要援護世帯への支援措置等を内容とする除排雪計画を策定し、地域住民に普及啓発するものとする。

(3) 小型除排雪機械等の整備

地域ぐるみ除排雪を円滑に推進するため、除排雪計画を策定した地域ぐるみ除排雪実践地区に対し、小型除排雪機械、除雪装置、小型除雪機械等格納庫等の整備促進を図るものとする。

4 自主防災体制の整備

第2編「震災編」第1章第21節「自主防災体制の整備」を準用する。

5 事業所等の防災組織の育成

自衛消防組織が法令により義務づけられている事業所においては、雪害に対する防災活動が効果 的に行われるよう体制の強化に努めるものとする。

また、市は、法令により義務づけられていない事業所についても、従業員、利用者等の安全を守るとともに、的確な雪害対策活動を実施するため自主的な防災組織づくりを行うよう指導に努めるものとする。

第8節 要配慮者の安全確保と体制の整備

第2編「震災編」第1章第22節「要配慮者の安全確保と体制の整備」を準用する。

第9節 防災教育・研修

第2編「震災編」第1章第24節「防災教育・研修」を準用するほか、以下のとおりとする。

1 一般住民への広報活動

市及び防災関係機関は、降積雪前に次の事項に重点を置き、広報紙、パンフレット、チラシ等により雪害に対する防災知識の普及に努めるものとする。

- ア 雪害に備えた家屋等の補強、安全点検の実施
- イ 交通対策
- ウ 道路・歩道等の除雪計画
- エ 積雪による危険防止
- オ なだれによる危険防止
- カ 児童生徒の安全対策

第 10 節 防災訓練

第2編「震災編」第1章第23節「防災訓練」を準用する。

第11節 雪害対策本部等の体制の整備

第2編「震災編」第1章第5節「災害対策本部等の体制の整備」を準用する。

第12節 動員体制の整備

第2編「震災編」第1章第6節「動員体制の整備」を準用する。

第13節 気象予報及び降雪情報等の収集伝達体制の整備

第3編「風水害・火災編」第1章第 15 節「気象予報及び降雨情報等の収集伝達体制の整備」を 準用する。

【降積雪観測機器所在地】・・・資料編「3-23」

第 14 節 災害情報等の収集報告体制の整備

第2編「震災編」第1章第7節「災害情報等の収集報告体制の整備」を準用する。

第 15 節 災害通信体制の整備

第2編「震災編」第1章第8節「災害通信体制の整備」を準用する。

第 16 節 災害広報体制の整備

第2編「震災編」第1章第9節「災害広報体制の整備」を準用する。

第17節 災害救助法等の習熟

第2編「震災編」第1章第10節「災害救助法等への習熟」を準用する。

第 18 節 避難活動体制の整備

第2編「震災編」第1章第11節「避難活動体制の整備」を準用する。

第19節 救出体制の整備

第2編「震災編」第1章第12節「救出体制の整備」を準用する。

第20節 緊急輸送体制の整備

第2編「震災編」第1章第13節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

第21節 食料供給体制の整備

第2編「震災編」第1章第14節「食料供給体制の整備」を準用する。

第22節 給水体制の整備

第2編「震災編」第1章第15節「給水体制の整備」を準用する。

第23節 被服等生活必需物資供給体制の整備

第2編「震災編」第1章第16節「被服等生活必需物資供給体制の整備」を準用する。

第24節 医療救護体制の整備

第2編「震災編」第1章第17節「医療救護体制の整備」を準用する。

第25節 防疫・保健衛生体制の整備

第2編「震災編」第1章第18節「防疫・保健衛生体制の整備」を準用する。

第26節 廃棄物処理体制の整備

第2編「震災編」第1章第19節「廃棄物処理体制の整備」を準用する。

第27節 災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備

第2編「震災編」第1章第20節「災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備」を準用する。